平成３０年（フ）第３９１号
堺市東区南野田141番地10
債務者　熊田　広美
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３９３号
堺市南区竹城台１丁１番２―618号
債務者　竹中　　充
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３９４号
堺市堺区北清水町３丁３番10号　パークレジデンス201号
債務者　南口　昌嗣
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３９７号
堺市中区福田1027番地41
債務者　三ノ浦眞澄
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４１２号
大阪府松原市天美北３丁目３番５号
債務者　藤吉　浩二
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４２６号
堺市北区新金岡町３丁３番11―208号
債務者　中尾　千秋
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４４３号
堺市中区深井東町320番地　ライフパートナー深井
債務者　濵尻　光子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４５０号
大阪府松原市天美南２丁目116番地の３（201号）、前住所大阪府松原市天美東５丁目１番10―102号
債務者　甲斐　昭仁
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４０号
山口県宇部市北小羽山町２丁目１番１―303号、従前の住所山口県宇部市中村３丁目７番５―202号、従前々の住所山口県光市室積６丁目13番３号　松中ハイツ202号
債務者　葛原　朱美
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第１５号
北海道岩見沢市幌向南２条５丁目392番地77
債務者　田中　一也
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第１２８号
岩手県紫波郡紫波町日詰字下丸森47番地１　ビレッジハウスしわ中央１号棟304
債務者　一ノ関幸子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１７号
新潟県上越市大手町６番３号　トゥーレル・エンヌ　302号、前住所新潟県上越市南城町２丁目９番７号　メープル　201号
債務者　浅生田佳美
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成３０年（フ）第１１１４号
大阪府吹田市長野東17番５号（301）
債務者　中村　　準
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１６０号
大阪府茨木市橋の内１丁目17番14号　パークハイツ橋の内　306号、前住所大阪府茨木市橋の内１丁目14番３号　ベルメゾン茨木307号
債務者　辻川ちさと（旧姓髙田）
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２４１号
大阪府守口市金田町１丁目18番19号
債務者　髙橋　拓也
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２４９号
大阪府寝屋川市葛原新町12番１―305号
債務者　山本　満幸
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部